高潮に関する避難確保計画

【施設名：○○○○病院 】

令和　　年　　月　　日作成

（令和　　年　　月　　日改訂）

１．計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日）法律第193号）第１５条の３第１項に定める「避難確保計画」に適合するものであり、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

該当する人数を記入してください。

※夜間の利用者・従業員がいない場合は該当部分の記入は不要です。

２．計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間２０名 | 昼間１５名 | 休日２０名 | 休日５名 |
| 夜間２０名 | 夜間２名 |

気象状況や潮位の状況に応じた体制ごとの活動内容とその分担をそれぞれ記入します。

３．防災体制

高潮時においては、次の防災体制をとる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・高潮注意報（警報級に切り替える可能性に言及されていないもの）発表 | ・気象・潮位情報等の情報収集 | ・情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ・高齢者等避難の発令・高潮警報発表（警報級に切り替える可能性が高い）が発表された場合 | ・気象・潮位情報等の情報収集 | ・情報収集伝達要員 |
| ・使用する資機材等の準備 | ・避難誘導要員 |
| ・利用者家族への事前連絡・周辺住民への事前協力依頼 | ・情報収集伝達要員 |
| ・要配慮者等の避難誘導 | ・避難誘導要員 |
| 非常体制 | ・避難指示の発令・高潮警報又は高潮特別警報の発表 | ・施設内全体の避難誘導 | ・避難誘導要員 |

４．情報収集・伝達

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報、潮位情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関HP） |
| 高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関HP） |
| 高齢者等避難、避難指示 | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所HP）、緊急速報メール |

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電

主な情報収集手段を記入します。

このほか施設独自で使用している情報収集手段がある場合は追記します。

池、バッテリー等を備蓄する。

（２）情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、高潮予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

　　避難する場合には「緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「○○小学校へ避難する。利用者引き渡しは○○小学校において行う。利用者の引き渡し開始は○○時頃とする。」旨を連絡する。

高潮に対応した避難場所を記入してください。

５．避難誘導

（１）避難場所（避難所や近隣の安全な場所）

避難場所は下表のとおりとする。

避難先の名称、移動距離、移動手段をそれぞれ記入します。※別紙「避難経路図」と一致させてください。

施設全体が浸水するおそれがある場合や、長期的に孤立するおそれがある場合、立退き避難（水平避難）を行う。想定浸水深が浅く、家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

|  |
| --- |
| 立退き避難（水平避難）の場合 |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所 | ○○小学校 | １．５ｋｍ | ☑徒歩□車両（　）台 |
| 屋内安全確保（垂直避難）の場合 |
|  | 名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保 | 談話室 | ３階 |  |

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりとする。

避難場所への避難が間に合わないと判断した場合に、安全確保のために避難する施設内の２階以上の部分を記入します。※平屋建ての建物など、該当する安全な場所がない場合は記入不要です。

（３）避難誘導方法

　　避難場所までの避難誘導は以下のとおりとする。

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

・浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

６．施設周辺や避難経路の点検

（１）施設周辺の点検

避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。また、施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

（２）避難経路の点検

避難場所までの避難経路を確認するとともに、冠水して移動が困難になる恐れのある箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

主な備蓄品、資機材を記入します。

このほか、施設の特性や施設利用者の特性に応じて必要なものがあれば記入します。

７．避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりとし、日頃からその維持管理に努めるものとする。この他、停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具 |
| うち、施設固有のもの |  |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| 土のう、止水板、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

８．高潮対策に係る教育及び訓練

　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

（１）毎年　　月に新規採用の職員等を対象に研修を実施する。

（２）毎年　　月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）年間の教育及び訓練計画を毎年　　月に作成する。

職員等に対し、避難確保計画の内容を共有するための防災教育及び避難訓練の実施予定日を記入してください。

※他の訓練（洪水や津波等）と併せて実施することもできますが、災害の種別によって避難先や避難経路が異なる場合は別途高潮に対応する訓練・教育を行ってください。

別　紙

【施設周辺の避難経路図】

|  |
| --- |
| 避難経路図には「グーグルマップ」などのWEB地図サイトを活用し、当該施設の場所、避難先の施設名とそこに至るまでの避難経路を明記（赤線など）してください。施設周辺の浸水深は徳島県ホームページ（徳島県高潮浸水想定区域図で検索）や徳島県総合地図提供システム等でご確認ください。**避難経路図** |
| 　施設名 | 　建物階数 | 　浸水深 |
| ○○○○病院 | 　３階 | １．０～３．０ｍ |

高潮時の避難経路及び避難場所は、以下のとおりとする。